

令和 2 年 11 月 30 日

令和 2 年網走市議会第 9 回臨時会 議案

令和2年網走市議会第9回臨時会 議案

番号	議案番号	件名
1	議案第1号	網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について

## 議案第 1 号

網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について

網走市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

### 網走市職員給与条例等の一部を改正する条例

網走市職員給与条例等の一部を次のように改正する。

(網走市職員給与条例の一部改正)

**第 1 条** 網走市職員給与条例(昭和22年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第45条の2第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

(網走市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第 2 条** 網走市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

(網走市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第 3 条** 網走市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成31年条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の次に次の 1 項を加える。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)

- 3 令和2年12月に支給する期末手当について第 8 条第 1 項及び第17条第 1 項において準用する給与条例第45条の2第2項の規定を適用する場合については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の130」とする。

(網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正)

**第4条** 網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例(昭和44年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「100分の225」を「100分の220」に改める。

(網走市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

**第5条** 網走市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和42年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「100分の225」を「100分の220」に改める。

(網走市職員給与条例の一部改正)

**第6条** 網走市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第45条の2第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(網走市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第7条** 網走市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正)

**第8条** 網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の225」を「100分の222.5」に、同項第2号中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

(網走市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

**第9条** 網走市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の225」を「100分の222.5」に、同項第2号中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

## 附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第6条から第9条までの規定は令和3年4月1日から施行する。